

コンパクトシティ形成と交通ネットワークの構築に向けた提言

新たな国土形成計画において、「対流促進型国土を形成するための重層的かつ強靱なコンパクト・プラス・ネットワーク」が国土づくりの方向性として掲げられており、各指定都市においても、まちづくりの基本方針として「コンパクト・プラス・ネットワーク」が総合計画等に位置付けられている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が進行する中で、公共交通の利用者と担い手の減少が時々刻々と深刻化するなど、指定都市はいずれも厳しい状況下にある。

そこで、指定都市が周辺市町村を含む都市圏内や、さらには都市圏相互の連携強化を図り、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を構築していくため、以下のとおり提言する。

- (1) 都市圏内や都市圏間の対流促進を図るため、公共交通サービスの維持・向上などによる交通ネットワークの構築や拠点機能の強化に向け、国の支援対象と予算規模を拡充すること。
- (2) 地域公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づく様々な事業の実現に向け、自治体がその責務を果たせるよう、必要に応じて、国が自治体と公共交通事業者等との調整役となること。

平成 28 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会

(案)

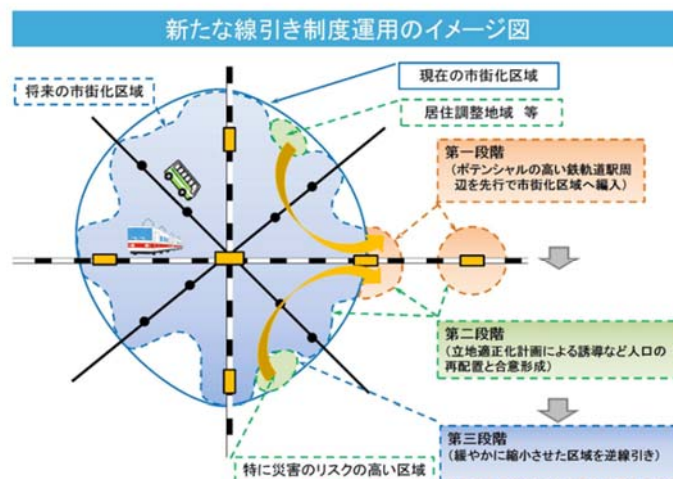
人口減少下における新たな都市計画制度の創設に向けた提言

集約型都市構造の実現に向けて取り組んでいる中であって、市街化区域は、将来人口を基本としつつ、世帯数や産業活動の将来見通しを加え、市街地の必要規模面積を即地的に割り付けるいわゆる人口フレーム方式を基本として設定することとされている。このことから、人口減少が進行する中では、市街地の規模が人口規模の減少に比例して縮小していくこととなる。

一方で、持続的に発展可能な都市を構築するためには、市街化区域内に特に災害のリスクが高い地域があることを踏まえ、市街地の範囲を適切に定めることが必要である。

このため、新たな都市計画制度の創設に向けて、以下のとおり提言する。

公共交通を軸とした集約型都市構造、さらには津波や洪水、土砂災害などによる災害時にも安全・安心な都市構造への転換に向けて、将来的には一部の市街地を緩やかに縮退させることを見据え、市街地の範囲を適切に誘導するために新たな戦略的市街地形成を人口フレーム外で認めていくこと。



平成 28 年 月 日

指 定 都 市 市 長 会

(案)

産業振興のための土地利用のあり方についての提言

指定都市の中には、高速道路 I C に隣接する農用地等への流通業務施設等の立地を希望している企業があるものの、こうした農地は、国のかんがい排水事業の受益地である場合が多く、その事業期間も長期にわたり、かつ広範囲に及ぶことから、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第 13 条第 2 項第 5 号の要件を満たさず、農用地区域から除外できないため、農業のみならず社会情勢の変化に応じた地域の振興を図る上で支障となっている。

現状の農業振興地域制度では、農地法上「地域の農業振興に資する施設」や「特別の立地条件を必要とする事業」として物流施設や工場の用地に転用が見込まれる農用地等であっても、土地改良事業の受益地であり 8 年を経過していなければ農用地等を農用地区域から除外することができない。

このため、社会情勢の変化に応じて地域の振興が図れるよう、以下のとおり提言する。

高速道路 I C に隣接するなど産業利用に特に適した農用地等については、線的な土地改良事業の受益地であるなど、転用による周辺農地に係る営農条件に支障が生じるおそれがなく、かつ都市計画法に基づく地区計画の策定が前提となっているなど、真に必要性が認められると位置づけられている場合においては、農振法上も「公益性が特に高いと認められるもの」として農用地等に含まれないよう農振法施行規則を見直し、農振法第 10 条第 4 項の農用地等に含まれない土地の適用範囲を拡大すること。

平成 28 年 月 日

指 定 都 市 市 長 会

戦略的な産業振興に資する土地利用のあり方について

背景

企業立地の適地が、土地改良事業(かんがい排水事業)の受益地である場合、事業完了後8年を経過していなければ農用地区域からの除外ができないが、その事業期間が長期間かつ広範囲に及ぶことから、社会情勢の変化に応じた地域の振興を図るうえで支障となっている。

提言内容

①一般国道、県道の沿道区域又は高速道路ICの出入り口の周囲おおむね300m以内の区域

②既存施設の拡張(既存の敷地面積の2分の1を超えないものに限る)

③農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

農振法上の「農用地等に含まれない土地」として取扱うことを求める

効果

- ・農業振興との調和を図りながら企業用地を確保
- ・新たな雇用を創出し、地域経済を活性化

**地方創生
に寄与**

(案)

公共施設の新たな耐震基準の設定に向けた提言

平成28年4月の熊本地震では、2度にわたる震度7クラスの地震等により、多くの建築物が倒壊等の被害にあうとともに、耐震改修済みの体育館なども被害を受け、避難所として使えない事例が多く見られた。このことは、現行の建築基準法で定める耐震基準は「大地震に際し人命に被害を及ぼすような崩壊はさせない」というものであり、被災後に継続して使用できることまでは要求していないことによるものと考えられる。

熊本地震被害分析委員会の最終報告では、建築基準法の現行の耐震基準は「おおむね妥当」との判断となり、国土交通省による耐震基準の大幅な見直しの見送りが想定されるところだが、施設が被災後に継続して使用できるよう被害を軽減し機能維持させるために、施設の耐震安全性の目標に応じた耐力の割増しが必要である。

そこで、震災時に特に重要となる公共建築物の構造体や非構造部材等における耐震性能の向上を図るため、以下のとおり提言する。

- (1) 地方自治体が公共建築物の構造体や非構造部材等における耐震性能の向上を図る際の目安にするため、被災後の用途の重要性に応じた耐震安全性の目標や、目標に応じた耐力の割増し等の基準をガイドライン化すること。
- (2) (1)に基づき行う耐震性能の向上に伴う地方負担額の増加に対する必要な財政措置の充実を図ること。

平成28年 月 日
指 定 都 市 市 長 会